

平成28年度 第3回 福岡県環境審議会 議事録

日時：平成29年1月20日（金）

10時～12時10分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

（環境政策課：迎田企画広報監）

ただ今から平成28年度第3回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課企画広報監の迎田と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。「福岡県環境審議会傍聴要領」の規定により、本日の審議会における報道機関の方、傍聴者の方による撮影につきましては、この後の部長挨拶までといたします。また、録音につきましては、会議終了までこれを許可いたします。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、環境部長の野田が御挨拶申し上げます。

（環境部：野田部長）

皆様おはようございます。本日は、大変お忙しい中、そして足元の悪い中、環境審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、これまで熱心に御議論いただきました「福岡県地球温暖化対策実行計画」につきまして、答申の御決定のお願いをいたしております。内容的には本県の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減することを目標としているものでございます。その実現のために、家庭、事業者、それぞれに目標設定をしますとともに、具体的な取組方法の提案、或いは削減努力が見えるように電力の排出係数に左右されないエネルギーベースでの目安などを示していただいております。県民の皆さんの行動指針として大変分かりやすいものにしていただいております。県としましては、今後、この答申に沿って年度内に県の計画を策定しまして、県政出前講座でありますとか、色々な機会を通しまして、広く県民の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、今回は福岡県環境総合ビジョンにつきまして諮問を行います。詳しくは後ほど御説明いたしますが、現在の環境総合ビジョンは平成25年度から29年度の5ケ年で計画されておまして、平成30年度からの次期ビジョンを策定するものでございます。現在のビジョンの進捗状況でございますが、昨年度末まででみますと、目標達成或いは向上したものが約8割ございまして、着実に成果が生まれていると考えております。

一方で、近年、環境に関する国際的な動向といたしまして、2015年に国連サミットで

持続可能な開発目標SDGsが採択されまして、また、2016年11月にはパリ協定が発効するなど、環境を取り巻く状況は大きく変化をいたしております。このような国際的な状況も踏まえまして、新たな時代にあった環境総合ビジョンを策定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、答申事項1件、諮問事項6件、それから部会決議報告1件、大変議題が多くございますが、いずれも本県の環境行政における重要項目でございますので、皆様方の忌憚のない御意見をいただきますことをお願いしまして私の御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

ここで重ねて、傍聴者の皆様をお願いいたします。冒頭をお願いしましたとおり、本日の審議会における撮影につきましては、これまでといたします。なお、録音につきましては、会議終了までこれを許可いたします。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員34名中20名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。従いまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、片桐委員、阿由葉委員、小平委員、福山委員につきましては、代理にて、九州農政局 生産部生産技術環境課 課長補佐 池田 哲幸様、九州経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長 田中 繁孝様、九州地方整備局 企画部 環境調整官 志賀 浩二様、第七管区海上保安本部 警備救難部 環境防災係長 山下 善信様に御出席いただいております。

なお、本日は1名の傍聴者がいらっしゃいます。

それでは、本日用います資料の御確認をお願いいたします。お手元の配布資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事、進行は浅野会長よろしくをお願いいたします。

(浅野会長)

おはようございます。早速、議事に入りたいと思います。

本日はまず、答申事項が一件ございます。答申は先ほど部長の御挨拶にもありましたが、「福岡県地球温暖化対策実行計画について」でございます。

この計画につきましては、昨年2月の審議会では知事からの諮問をいただきまして、地球温暖化対策実行計画専門委員会を設置して、検討を行うことを決定いたしました。

前回の審議会では、その結果について御報告をし、答申案として取りまとめをいただいたところでございますが、その後、12月にパブリックコメントを行いました。

今回は、専門委員会での審議内容とパブリックコメントの結果について報告を受けた後、

この審議会の答申として最終的に決定をするための審議を行いたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします

それでは答申の案の内容について御説明をいたしますが、この専門委員会は、私が委員長を兼ねておりましたので、私の方からまず答申案について大まかな御説明を申し上げた上で、事務局から説明をいただくことにいたします。

資料1を御覧いただきたいと思います。資料1のページを2枚めくっていただきますと、目次がございますので、この目次に沿ってどういう内容であるかということをお覧いただきたいと思います。

まず、初めにこの「福岡県地球温暖化対策実行計画」というのは、一体どういう法的な位置付けかということから申し上げますと、これは地球温暖化対策の法律が国にございますが、その中に都道府県が実行計画を作るようにということが決められておまして、これは元々の内容は福岡県の事務事業、福岡県が県庁で行っている事業、出先で行っている事業、そういうものを行う時に温暖化対策をどのように進めるかということを書くのがこの実行計画であった訳であります。この中に区域での取組についても記載をするということが法改正によって入りまして、それを受ける形で、多くの自治体では、県が何をやるかという計画と区域編を別々に作ることになるわけですが、これは元々法改正の趣旨が全然理解されていないためにこういうことが起こってしまっているんですね。

法改正の趣旨は、本当は地域の温暖化対策計画をしっかりと作ってくださいというつもりで法改正をしたんですが、ただ総務省から地方分権の時代に国が地方自治体にこういうことをやれと命令するのは良くないと言われたものですから、実行計画は作れという規定があるので、その中にくっつけたら、これは誰も文句を言わないだろうということにくっつけたということですね。ですから、趣旨から言うと、今回、福岡県で作りますような内容のものが法律が県にやってくださいと言っていることをよりの確にあらわしているということになります。

この計画は目次を御覧いただくと分かりますように、7つの章から構成されているわけですが、まず一番最初のところで、計画の背景を御理解いただくために、いったい今どういう状況になっているか、地球温暖化に関する現状や国内外の動向というものを記しますとともに、これまでの県で行っていた計画がどういう結果になったかということをお記しております。

次の第2章の部分では、この計画はどのような趣旨で作られたのかとか、目標年度はいつまでなのかということをお記した上で、第3章で、福岡県の置かれている地域的な特色がどうであるかということをおまとめています。

本体はこの次の部分になるのですが、第4章で、このままいくと福岡県内の温室効果ガスの排出量というのはどれくらいになるのかということをお推計いたしました上で、それを踏まえて2030年の本県での温室効果ガスの排出量は、2013年と比べて26%の削減をしようということをお目標として定めておられます。地域での取組については、とりわけ県として

お声かけをし、協力をさせていただくことができるだろうと思われる主体、家庭や事業者や自動車に関する取組についての削減目標を示しますとともに、どのようにすればこの削減ができるだろうということについて、期待される取組についても記しております。

この実行計画は、本来はCO₂をどのくらい減らすかということ念頭に置いて計画を作ると言うのが本来の筋でありますから、その計画をCO₂ベースでどのくらいの削減をすることが望ましいかということ記しておりますけれども、残念ながらCO₂の削減というのは、電力会社の電気をつくる時の排出原単位というか、分かりやすく言えば電力の温暖化防止という観点での品質によって決まってしまうわけです。つまり電気を作る時に、専ら石炭ばかりを焚いて電気を作って、それを使わなければいけないということになりますと、否応なしに電気を使うことによってCO₂排出量が増えてしまう。そうでない電力が供給されればCO₂排出量が少なくて済むということですから、県民が努力をするということと、温室効果ガスの実際の排出量がどうなるかということとは完全には一致しないという事情があります。そこで国が考えておられて、2030年にはこのくらいの各エネルギー源の供給の分担割合になるだろうという計画のどおりになりますと、ぴたりとこれに合うのですけれども、もしこれが崩れた場合にはどうにもなりませんので、崩れたことについては、福岡県の責任ではないわけです。これははっきり言えば、国の責任。もっと言うと経済産業省の責任になります。

経済産業省はやろうと思えばちゃんと使える道具を持っていまして、上手いかなければ、命令を出してでも、電力事業者に目標を達成させるということができる仕掛けになっていますから、もしそれをやらないで目標が達成できないとすればそれは国が悪いわけで、責任を県に押し付けてもかなわない。そこで、我々県や県民がちゃんとやるべきことをやったかどうかを見ればよいという考え方でございまして、CO₂だけでなく、エネルギーベースでどのくらい使用量を下げれば、この目標が達成できることになるか、あるいは達成できるはずであるということを示していくことにいたしました。ですから、これから計画の点検をやる時はエネルギーベースでどうなったかを見ていきまして、それが十分に進んでいなければ、これはやはり県や県民の責任ということになる。こういうことが分かるようにいたしました。

このような考え方は本県のみならず、福岡県内の政令市である北九州市、福岡市の計画の中でも取り入れておりますけれども、先週、岡山でヒアリングをやりましたら、徳島県の計画も全く同じような考え方でした。決して福岡県だけが突拍子もないことをやっているわけではないということが分かりまして、安心していただいて良いと思います。

第7章では、この計画の推進体制・進行管理についてまとめておりまして、概ね5年ごとに計画の見直しをしていくということが書かれております。

概要は以上のようなものでございますが、以下、事務局から詳しく御説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

(環境保全課 佐竹課長)

環境保全課長の佐竹と言います。今日はよろしくお願いいたします。説明は座ってさせていただきます。

それでは、私の方からは、「パブリックコメントの実施結果」と「答申案の概要」について、御説明をいたします。

資料の方は、1-2をお願いいたします。「パブリックコメントの実施結果」であります。

これは、前回の審議会で取りまとめていただきました「答申案」につきまして、広く県民の意見を反映させるということを目的に実施したものでございます。

募集期間は昨年12月6日から19日までの2週間。公表方法・意見の提出につきましては、記載のとおりでございます。また、提出されました意見は3件でございます。

裏面に別紙ということで、左側に意見の概要、右側に意見に対する考え方をまとめております。

1つ目はLED照明、これは消費電力が小さく、費用対効果が高いということから、様々な方法で推進してもらいたいという意見でございます。

これに対しましては、県では、家庭や事業所におけます省エネ・節電の取組を支援します「エコファミリー応援事業」、それから「エコ事業所応援事業」を実施するとともに、「ふくおかエコライフ応援サイト」で情報発信するなどの事業を行っております。今後も、これらの取組を通じまして、LED照明をはじめとしました省エネ機器等のハード部分の促進を図っていくこととしております。

2つ目は、「温暖化対策の取組が困難な市町村に対して、県が指導していただきたい。」ということで、「『指導』の文言の追加を検討していただきたい。」という意見であります。

これにつきましては、地球温暖化対策推進法、この中で、地方公共団体の責務としまして、「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進する。」とされております。県と市町村につきましては、地方公共団体としまして、同等の立場とされております。

このため、県では市町村の取組を促すために、今回の計画におきまして、県の役割ということで、市町村に対します助言、それから人材育成の支援等の措置を積極的に講じるというふうにしておりまして、原案のとおりにしたいと考えております。

3つ目は、「温暖化に対する県民の関心が高まっている。」ということで、「県民が『県の取組』ということの認識を持つために、計画内容を環境講座として説明してもらうことはできないか。」というものでございます。

これに対しましては、県では、職員が出向いて説明を行います「ふくおか県政出前講座」、それから地球温暖化防止活動推進センター、こちらの方から省エネ対策など各分野の専門家を派遣します「環境マイスター制度」、この事業を実施しておりますので、今回の計画につきましても、この事業の中で実施するというので、活用願いたいと考えております。

今回の「パブリックコメントの実施結果」につきましては、今後、県のHPで公表すること

としております。

次に、「答申案の概要」についてですが、資料の方は1-3、A3の2枚ものの方をお願いいたします。

前回の審議会で御説明しましたが、改めて概要について説明させていただきます。

この計画は、7章から構成しているということで、第1章につきましては「計画策定の背景」ということで、ここでは3つの事項をまとめております。

1つ目は「温暖化の現状」ということで、世界の平均気温の状況や今後の予測、それから、気候変動への適応策が必要であるということ整理しております。

2つ目は「国内外の動向」としまして、「パリ協定」の採択、それから国の「新たな計画」が策定されたこと、これらを整理しております。

3つ目は「現行計画の点検・評価」ということで、現行の計画につきましては、家庭・業務・自動車と3部門につきまして、二酸化炭素削減の数値目標を設定しております。

家庭・業務部門では、特に東日本大震災後の原発停止に伴います電力の排出係数の悪化によりまして、排出量が大きく増加しております。一方で、エネルギー消費量につきましては、省エネ技術の進歩、それから省エネ意識の高まりによりまして、近年は減少しているという状況であります。それから、自動車部門につきましては、低燃費車の普及などによりまして、目標を概ね達成しているという状況であります。

第2章「計画の基本的事項」ということで、ここでは5つの事項を定めております。

まず1の計画策定の趣旨ということで、これにつきましては、県民・事業者・行政などの各主体が積極的に温暖化対策に取り組むための「指針」とすること。

計画の位置付けにつきましては、地球温暖化対策推進法に基づく法定計画ということで、また、県の環境総合ビジョンの部門計画という位置付けとなります。

それから2～5につきましては、記載しておりますとおり、国の計画を踏まえて、設定しております。

次に、第3章「本県の地域特性」ということで、ここでは、本県の自然的・社会的条件の整理を行っております。

第4章「温室効果ガス排出量の現況と将来の推計」ということで、左側の1の現況推計ですが、2013年度、これにつきましては1990年度と比較しまして、4.4%増加しております。それからグラフにありますとおり、家庭、業務部門は増加している一方で、産業、それから工業プロセス部門は減少しているという状況であります。

それから右の2の将来推計ですが、2030年度は2013年度と比較しまして、1.1%の減少を見込んでおります。また、家庭・業務部門では、世帯数、それから床面積の増加によりまして、排出量が増加する一方、運輸・エネルギー転換・工業プロセス部門では、人口の減少による自動車台数の減少などによりまして、排出量は減少の見込みとなっております。

2ページ目をお願いいたします。

第5章は「削減目標」であります。本県の削減目標は、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するというものでございます。

真ん中の表の「主体別の目標」、これは地域の取組が重要になります家庭・事業者・自動車の3部門について設定しております。家庭は1世帯当たり41%、事業者は床面積当たり44%、自動車は1台当たり24%の削減としております。

それから、各主体の削減努力を正しく把握するということで、補助的な指標としまして、電力排出係数の影響を受けないエネルギー消費量の削減の目安も示しております。

次に、右側のグラフ、これは二酸化炭素削減のイメージを示しております。

家庭の目標は41%ということですが、その内「電力の排出係数」、この改善の影響で7%の削減、それから「徹底した省エネ」の取組によりまして14%を削減するというので、家庭では「省エネ行動」それから「省エネ家電への買替え」、これらに着実に取り組みまして、この14%削減を達成する必要があるというものでございます。右側の事業者につきましても、同じような考えで整理を行っております。

第6章、「県の温暖化対策」についてであります。大きく分けまして、左側の「排出削減と吸収源対策」であります緩和策、それから右側の「気候変動への適応策」というこの2つから構成をしております。

まず、左の緩和策ですが、二重丸で示しておりますとおり、5つの施策体系に分類しまして、体系ごと取組の整理を行っております。

1つ目は、家庭、それから事業所の中で行う「省エネルギー対策の推進」、2つ目がフロン類などの「二酸化炭素以外の排出削減の推進」、3つ目が「再生可能エネルギーの導入」、それから水素を活用します「多様なエネルギーの確保」、4つ目が循環型社会の推進などの「温暖化対策に資する取組の促進」、それから5つ目が森林の適正管理などの「吸収源対策の推進」、この5つに分類を行っております。

それから、現行計画、これから新たに追加しました施策につきましては、赤で「新」のマークをつけております。それから拡充した施策、これにつきましては、青で「拡」のマークをつけております。

次に、6章の右、「気候変動への適応策」であります。この適応策につきましては、今回の計画で新たに設けた項目となっております。

県の地域特性を踏まえまして、農林水産業、水資源、自然生態系などの5つの分野の適応策について、整理を行っております。

それから最後、7章では、「計画の推進体制・進行管理」ということで、図にありますとおり、多様な主体の連携・協働、また、環境審議会などの関連組織の協力を得ながら、本計画の推進を図っていくこととしております。

また、社会情勢等の変化、これに対応するため、概ね5年ごとに計画の見直しを行うということとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(浅野会長)

それではただいま事務局から御説明がありましたように、今日、答申をしようとしている実行計画の内容について御理解いただけたと思いますが、何か御意見・御質問がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ吉野委員。

(吉野委員)

吉野です。中身の話ではないのですが、パブリックコメントが3件ということで、前回の廃棄物処理計画の時は0件だったと思うんですけど、ややこの手の関心のあるもの、やや寂しいのかなという気がしますので、今後の話ですけど、もう少し意見が出るような形でパブリックコメントの取り方を改善されるようなことを検討していただけたらなと思いついて、折角なので、意見をさせていただきました。

(浅野会長)

ありがとうございます。適切な御指摘をいただけたと思いますね。やはりこの頃はパブリックコメントがあまりにも多くて、国でもパブリックコメントのところを開けると沢山並んでいるでしょ。県も多少そういう傾向が無いわけでも無いと思うんですが、工夫はなおできるだろうと思います。次にどういう機会があるか、なかなか思いつきませんが。例えばNPOのようなところに直接送って、御意見をいただけませんかというようなことをやる。1つの方法ではあるんでしょうけどね。御注意をありがとうございました。あまりそこまで考えませんでした。この次は是非御意見を活かしたいと思います。

他にございませんでしょうか。はいどうぞ、河邊委員。

(河邊委員)

河邊でございます。お尋ねなんですけど、温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計のグラフで、2009年から家庭他2件がぐっと上がっているのは、理由が何なのか教えてください。

(浅野会長)

事務局どうぞ。

(環境保全課 佐竹課長)

これにつきましては、先ほどお話ししました、一つ、特に大きいのは電力排出係数の悪化。

これは東日本大震災の影響で原発が止まったことによって、排出係数、電気を1kWh作る時の二酸化炭素の排出量、これが悪化したということが大きな原因となっております。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。

だいたい福岡市で使う電力をほとんど松浦の石炭火力で作っていると考えていいんですね。そのぐらい福岡市は全部で10%くらい使っているんです。それがだいたい松浦の石炭火力をフル稼働するとそれが埋められる。原発が動いている時は、そっちはそんなに動かさなくてよかったのですが、原発が止まったときには石炭火力を全部動かしていますから、福岡市だけを考えてみても、ものすごい量の温室効果ガスが増えていることになりますね。

それで、1ページ目の現行計画における削減目標の達成状況というところの左側の緑色で網のかかった部分でございます。これを見ると分かりますように、CO2排出量の家庭部門は31.2%増えています。しかし、エネルギー消費量ベースでみると16.8%削減できているわけですね。ですから、家庭の削減努力というのは、結構これだけあったのですが、だけど、CO2排出量で見ると増えてしまっている。ですから増えてしまったことが一般家庭だけの責任ではないということが言えます。

他にございますか。はい、どうぞ。岩熊委員。

(岩熊委員)

岩熊です。パブリックコメントの3つ目のような質問が出てくるということは、こういった「ふくおか環境マイスター派遣制度」とかの取組が知られていないということが、言えるかなと思うんですけど。どのくらい年間の需要・派遣数があるのか。それから学校教育との、そういった関係部門との連携はどのくらい図られているのかというところをお聞きしたいです。

(浅野会長)

この環境マイスター派遣制度の担当課はどこですか。はい、どうぞ。

(環境保全課 佐竹課長)

実績としまして、出前講座につきましては、平成22年度から27年度にかけて、566回、約35,000人の受講者となっております。

(浅野会長)

ということであるんですけども、ただ温暖化対策だけをやっているわけではないので、色々あるわけですね。ですから、この辺はどうやって皆さんに知っていただくかという工夫はさらに必要なことだと思います。

あまり適切な説明ではないので、中には気を悪くされる方がいるかもしれないですけども、先般、国会で温対法の改正の審議を行った時に、私が言ったわけではないですよ、ある

大学の先生が、参考人として出られて、その方の御発言なんですけれども、最近結局、温暖化対策を一生懸命やらないといけないということになると、原発が止まっていることが悪いという話にどうしても繋がっていくので、何となくそれを言うことが、原発を動かせと言っているように聞こえるのが嫌だということで、そういうことでマスコミも全く書かなくなったのではないかと発言をされていらっしやいました。なるほど、そうかもしれないなあという気もちょっとして。必ずしもそれではないのですが、何となくこの頃は温暖化対策のことを言わなくなってしまっていることを心配しています。

それから、政府の基本的な方針というのは、やっぱり、まず経済成長と言われます。まず地球の環境を考えなければいけませんと総理が真っ先に言うてくだされば、ずいぶん世の中違ってくると思いますけれども、このあたりはヨーロッパの首脳とは違って、日本はまず経済成長ということになる。この辺も心配ですね。こういう御意見がでるのは、もっともだと思います。色んな形で努力をしていきたいと思います。

福岡県には温暖化対策推進のために、活動センターというのがあります。ここの働きに、国がなかなか予算をくれないものですから、まだまだ活動が弱い部分もありますが、まず知っていただくことがまず第一だと思いますし、活動センターのホームページを開けていただきますと、結構色んな資料が載っていますから、それは自分で使いこなそうと思ったら、使えると思います。

岩熊さんが別の観点で一生懸命こういう講座を頑張っていられっしやいますけれども、是非こういうものも御活用いただければと思います。

他にございますか。よろしゅうございましょうか。

今回の計画では、先ほどパブコメの中で、市町村に対しての呼びかけをしっかりとやってほしいということがありました。そういうことを意識してというわけではないんですが、やはり自分が住んでいる地域がどのような特色を持っているのか。特に温暖化対策を考える時には、どういうことを重点的に考えなきゃいけないか、地域によって事情が違うんですね。

資料の1の本編の51ページを開けていただけませんか。ここに北九州地域はどのような地域であるか、次のページをめくりますと福岡地域はどうか、筑後はどうか、筑豊はどうかということを色んな形で調べていただいて、特性を書いてですね。その特性に応じて、ここでやっていくべきことはどんなことだろうということが出てきます。例えば、ざくっと言うと福岡市・北九州市は結構都市ガスがありますよね。ところが、その他あまりない地域で都市ガスがあるところと同じことを言ってもしょうがないということもありますし、福岡は大変集合住宅が多いので、もともと熱効率がいいんですね。ところが、戸建ての多い筑後・筑豊はそうはいきませんので、そういった違いを考えて、各市町村で考えてやっていただきたいということを書いておりますから、このようなことを参考にしながら、各市町村で自分のところはどういうところに力を入れたらいいか考えていただけたらいいなあと思っています。

それから、もう一点。これは前から申し上げていることなんです。福岡県の計画、ある

いは北九州市、福岡市も同じなんですけど、産業部門について、いわゆる大企業については、この計画はあまり何も言っていません。これはどうしてかということ、大企業というのは全国に工場をもっておられますから、どの工場でどれだけ下げるかということは企業全体で考えておられて、老朽工場でものすごく下げようと思ったら、すごく金額がかかりますけど、新鋭工場を持っているところは下げるのは楽ですね。それがたまたま福岡県にない場合もありますけど、福岡県で出すことはけしからんとすると、じゃあ潰しましょうかということになりかねません。これはやはり、大企業の全国ネットワークの中で、ちゃんと国の方針に従って、下げていただけるはずですから、これは県ごとに分けて議論してもしょうがない。例えば、一番分かりやすい例を挙げますと、大分県は県民あたりのCO₂排出量は日本一高いです。なんでかということ、人口が少ない割に、製鉄工場とセメント工場がありますね。だから、そういうことをやっていくとおかしいんですよ。東京は全国一優秀なんですね。工場がないからです。ですから、そう考えると県民一人あたりで評価されたら、たまったもんじゃない。

ですから、工場の分はちゃんと国が責任もってやってください。ただし、中小企業や農業・漁業への働きかけは、これは県の責任になるでしょう。この中には産業と書いてありますけれども、通常の観念でいうと産業にあたる中小企業も含まれてきます。そこはやはり県がこういうふうにしななければいけない。けれども、それ以上の企業については、県があれやこれやと言わないで、国でちゃんとやってくださいねと一言言えば済むだろうと、こういう考え方になります。

この全体としての県の下げしろは、全国の方は自主行動計画などで下げると言っておられる数字が達成できるんじゃないかという見込みで計算していますので、それが崩れると崩れるんですけども。さっきの電力の排出原単位も同じですから、県の責任ではありませんので、と言ってもいいんだろうなと思っております。そういう構造になっております。

よろしゅうございましょうか。

特にこの計画の答申、パブリックコメントが終わりました案について、修正を求めるといふ御意見はございませんので、このままの形で県知事に対して答申をしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、この件については、原案どおり答申をするということを決定いたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして諮問事項でございます。

諮問事項としては、福岡県の環境総合ビジョン、次年度の水質測定計画、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定、瀬戸内海に係る総量削減計画、鳥獣保護管理計画の策定、それから、その中のイノシシとシカに係る管理計画の策定の6件でございます。

それでは、まず福岡県環境総合ビジョンについて、事務局から御説明いただきます。

(環境政策課 吉留課長)

環境政策課長の吉留でございます。座って御説明をさせていただきます。

福岡県環境総合ビジョンにつきましては、お手元の資料2に沿いまして御説明をいたします。

まず、1ページをおめくり下さい。諮問書の案でございます。

この内容につきましては、2つ目のパラグラフの「一方」というところを書いてございますが、先ほど部長が御説明いたしましたとおり、国際的な動向と国内の多方面にわたる進捗状況というところから、今回ビジョンの見直しをするということを書かせていただいております。

それから、1ページをおめくりいただきまして、ここからが資料の1ページになります。

まず、1のビジョンの位置付けでございますが、上位計画であります「福岡県総合計画」の基本的な考え方・目指す姿を踏まえますとともに、下位計画である、先ほどの福岡県地球温暖化対策実行計画などとも整合させまして、福岡県の環境の将来像を具体化するということでございます。

役割でございますが、環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であるということ。それからもう1つが、県民・事業者・行政などすべての主体が環境について考え行動する際の指針となる。この2つの役割でございます。

2の計画期間でございます。10年先を見据えつつ、昨今の環境行政へのニーズや課題の変化を速やかに反映させ、実効性を確保するために、平成30年度から33年度までの4年間の計画期間としたいと考えております。

3の構成のイメージであります。7つの柱で構成されますが、基本的にこれは現行計画と同じでございます。7つの柱につきましては、イメージ図を御覧ください。まず、縦に分野ごとに5つの施策、低炭素社会の推進から右の方に5つ縦の枠囲みが分野ごとの柱、横に両矢印で、分野横断的な施策を2つ。都合、7つの柱で構成するイメージとなっております。

次に2ページでございます。現行計画との変更点ですが、計画期間がまず5年から4年になると、それから7つの柱について書きぶりが少し変わるということで、具体的にはその下の(3)現計画からの変更点を御覧ください。

まず、計画期間ですが、上位計画である県の総合計画の終期、終わりと合わせるために計画期間を今回4年間といたします。なお、次の第五次の計画では、再度、これを5年間に戻しまして、今後は5年間でいきたいと考えております。

次に、柱についてでございますが、上の方の図を御覧ください。①から③までは、現行「構築」を県の総合計画とあわせて「推進」に変えます。④の「確保」を「形成」に変更しております。これも県の総合計画にあわせるというものです。⑤の国際環境協力は、変更はございません。⑥につきましては、目指すべき社会の姿を「よりよい環境」という非常に抽象的な表現から、具体的に「持続可能な社会」ということを明確に打ち出す方向で変えたいと思

っております。⑦につきましては、産業面だけではなくて、経済・社会全体を環境に配慮したものに変わるという観点から、「環境負荷を低減する技術・産業の振興」という現行からより広い意味で「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーション」に変更したいと考えております。

(4) 柱ごとの掲載内容でございますが、これにつきましては現行と変わらず、目指す将来の姿、現状・課題、施策の方向性、施策体系図や指標など施策の展開方向を示したいと考えております。加えて、県独自の重点的なプロジェクトをいくつか紹介することを考えております。

3 ページをお開き下さい。ここでは今回の計画に反映する新たな視点を掲げております。まずは、「地球温暖化対策」でございます。先ほど説明がありましたが、国は2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26.0%削減する目標を設定しております。昨年5月に国の計画もできました。本県も今年の3月中には新しい計画ができる予定でございます。この県計画を踏まえまして、環境総合ビジョンの中でも、先に温暖化対策実行計画ができる形になりますが、整合する形でビジョンをつくっていきたいと思っております。

それから2つ目の「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築」という概念でございます。これは簡単に申しますと、環境政策の統合・連携による相乗効果を通じまして、経済・社会的な課題に取り組んでいくという考え方でございます。具体的に申しますと、例えば、食品ロスの削減に取り組むことによりまして、焼却処分される食品廃棄物は減ります。それとともに、焼却に要する石油の使用が減りますので、CO₂の削減にもなります。また、フードバンク活動という活動がございますが、これは食品廃棄物の削減とともに、子どもの貧困という社会的な課題への側面的な支援にもなると、複合的に絡み合う、連携するという形になります。

それから3つ目の「SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)」でございますが、これは一昨年の国連サミットで採択されました持続可能な発展を続けていくための国際社会共通の目標となっております。貧困の撲滅や、質の高い教育、気候変動への対処など17の目標とその下にぶらさがる169のターゲットからなりまして、このうち環境に関連する、少なくとも12の目標及びその下のターゲットと新しいビジョンの各計画の柱との関係性に配慮しながら、計画をつくりたいと考えております。このSDGsにつきましては、後ほど別の資料で御説明をいたしたいと考えております。

それから4の各計画との関係図であります。先ほど説明したとおりでありまして、上位計画に県の総合計画がございます。それから、ビジョンの下には、下位計画である、この3つの分野ごとの計画がぶら下がる形になります。

最後に、4ページをお開きください。策定のスケジュールとなっております。本日の審議会で諮問させていただきました。それから、ビジョンの検討にあたりましては、ビジョンがやはり県の環境行政の根幹となる計画であり、時間をいただきまして、議論していただきたいと考えておりますので、審議会の下に専門委員会を設置いたしまして、4月から9月

の間はその専門委員会で答申案の審議をしていただきまして、10月にこの審議会に持ち上げて、答申案としてとりまとめていただきたい。それから、11月にパブリックコメントを行いまして、来年1月に答申をいただきたいと考えております。後は県の手続きとなりますが、3月には公表というスケジュールを考えております。

以上が、ビジョンの概要の説明でございます。

続きまして、SDGsの説明に移らせていただきます。

お手元の資料2の参考資料という色刷りの資料がございます。これにつきましては、出典のところに記載しておりますが、平成27年11月20日に開催されました第82回中央環境審議会で使用された資料を一部修正して、今回お手元に配らせていただいております。

まず、1ページの下の方にありますように、このSDGsとは、一昨年(2016年)の国連サミットで採択されました「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた17の「持続可能な開発目標」のことであり、2000年のミレニアム開発目標(MDGs)の後を引き継ぐものとして定められたものです。

このSDGsの特徴でございますが、次の2ページを御覧ください。ここに概要を書いております。この目標の達成の考え方としましては、その下の特徴の①に書いておりますように「誰一人取り残されることがない」ということと、すべての人にとって実現していなければ達成とは認められないというものとなっております。それから、持続可能な開発を達成するためには、経済・社会・環境の3つの側面からバランスよく、統合された形で、目標及びターゲットが設定されていること。それから、すべての目標がすべての国に適用されて、そのフォローアップは15年間にわたって、地方レベル、国レベルで実施していくということになっております。

それから、3ページを御覧ください。3ページの下の方に、黒文字、赤文字が混じって、17の目標が書いてありますが、このうち赤文字の方が少なくとも環境に関連していると考えられる12の目標となっております。

具体的には4ページから御説明をいたします。4ページと、次の5ページの上にかけて、これが環境に関連している12の目標でございます。それぞれの目標とその目標を具体化したターゲットが設定されておまして、環境に関連するターゲットにつきましては、5ページの下段の方から7ページに亘って、たくさん環境に関連するものがございます。後ほどお持ち帰りになりまして、御覧くださいませ。

7ページを御覧ください。7ページの下の方のSDGsの目標の3に、「健康的な生活の確保、福祉の促進」という目標がございます。この目標のターゲットといたしまして、その下の方に小さく3.9と書いております「2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および病気の件数を大幅に減少させる。」というターゲットがございます。そのターゲットを実現させるために、環境省ではその下の枠囲み部分の4つの施策を打っていくこととなります。例えば、環境省の一番上の施策では、「環境基準を設定して、規制あるいは監視を通じて取り組んでいきます。」ということが書いてございます。

こういった形で、後残りの8ページもターゲットに対応する施策を書いているような状況になります。

以上でSDGsの説明を終わります。

全体説明の方が終わりましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、ただいま福岡県環境総合ビジョンの見直しについての諮問をいただき、どのように直したいかという考え方を御説明いただきました。

御質問・御意見がございましたら、どうぞおっしゃってください。

はい、どうぞ。松富士委員。

(松富士委員)

松富士でございます。ここで御説明いただいたことは非常に大変良いことだと思っておりますが、一つちょっと、半分質問になります。景観条例というもの、福岡県或いは福岡市、大きな政令市、久留米も今それに取り組んでいるところだと思っておりますが、実は筑後川とか矢部川でも、矢部川が一番初めだと思っておりますが、景観条例というのを作って、始めて数年になります。始めの方は会議もあつたり、取組や進展があつたと思っておりますが、今は全く景観条例の会議もないし、どういう進捗状況かというのも我々が計り知れないところがありまして、その景観条例と福岡県環境総合ビジョンの関連性とか、関わりとか、それがどんなふうにごこの中に組み込まれているのかが見えない部分がありますが、そういったところについて御回答いただけたらと思っております。

ちなみに景観条例は都市計画課が担当していると思っておりますから、そこは直接の関係はないと思っておりますけれども、いずれにしろ同じようなことをやらなければならないと思っておりますので、コメントをよろしくお願ひします。

(浅野会長)

はい、事務局どうぞ。

(環境政策課 吉留課長)

今、御質問のありました景観条例については、建築都市部の方でやっております。当然、こういうビジョンを作る場合には、庁内組織としまして、各部からメンバーを集めまして、実務的な議論をやるという中で、当然、景観条例につきましては、この柱で申しますと、自然共生社会の推進という中で、例えば、地域ごとの景観に配慮して街づくりをやるとか、自然と調和した基盤整理・街づくりをやっていきますという中でおそらく出てくる概念であろうと思っております。それから各市町村の意見というものも、我々ビジョンをつくるにあたりまして、市町村にアンケートをいたしたり、後、代表的な市町村から協議会にメンバーとし

て入っていただきまして、意見を述べていただくということも考えておりますので、そういった景観の重要性についてはビジョンの中でも、しっかり書いていきたいと思っております。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。他にございますか。はい、久留委員。

(久留委員)

御説明いただいた2ページにあります(2)の「現計画との比較」という、言葉が変わっているわけですが、どうしてもここで少し気になる部分があるわけですが、⑦の「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」という言葉なのですが、グリーンイノベーションの方はちょっといいかなという気はするわけですが、グリーン化という言葉が、これが前の「環境負荷を低減する技術・産業の振興」という言葉から変わっているわけですが、そういうことからすると、ちょっとグリーン化という言葉がイメージ的な感じがするというか、ちょっと軽い感じがするというか。ここは議論に上がらなかったのですかね。当たり前のようには書かれていたのですかね。

(環境政策課 吉留課長)

ちょっと分かりづらい概念だと思いますので、ちょっと御説明をしたいと思います。グリーンイノベーションという主には技術の方になります。結局、優れたリサイクル技術でありますとか、リサイクルシステムの普及など、リサイクル技術が主にグリーンイノベーション、あるいはCO2削減とか、そういった技術的な面がグリーンイノベーションになります。

経済・社会のグリーン化と言いますと、そういう環境配慮・技術革新が全ての企業、あるいは全ての県民の皆さんの行動に織り込まれた社会、つまり環境配慮が当たり前の社会になるということが、グリーン化。例えば、我々でいきますと、物を買う時にグリーン購入、いわゆる環境にCO2排出に配慮した製品を買うとか、リサイクル製品を買うとか、そういった行動が当たり前のようになる社会、これが経済・社会のグリーン化が到達されたイメージという形です。

イノベーションというのも手段であって、ちょっと狭いのかなという形で、経済・社会のグリーン化を書かせていただきました。

(久留委員)

それは分かるのですが、グリーンという言葉がね。確かにグリーン購入という言葉があるので、そこは割に馴染む感じがするのですが、経済・社会のグリーン化という言葉が軽い感じがして、そういう言葉の方が馴染みやすいかもしれないのですが、ちょっとしっくりこない。グリーンという言葉がしっくりこない。

(浅野会長)

これはもう国際的にはしっかり定着している言葉です。こういう言葉はごくごく当然のように、企業の代表の方々がインタビューで使っておられます。国の環境基本計画でもこの言葉を堂々と重点的取り組みプログラムのタイトルに載せてきていますから、福岡県がむしろ遅すぎると思っております。

それから、イノベーションと言うときには、技術だけではなくて、社会システムのイノベーションとか、ライフスタイルのイノベーションという言葉を使っています。技術のイノベーションだけではだめです。どんな技術が開発されても、それが実際に使われなければ、意味がない。使うためにどうしたらいいかという、みんなの意識が変わらないといけないですね。技術が開発されるというだけでは何も世の中変わらないということを今は認識するようになっていきますから。それを両方含めての議論というのが、これを書いた時のつもりだと思っております。

いずれにせよ、これはまた審議する中で、もっと中身を詰めていくことになると思います。それから、グリーン化という言葉、実は私もカタカナがあまり好きではないので、良い言葉があれば、良い言葉を使えばいいなと思うんですが、ただこれが突拍子もない言葉であるとか、軽い言葉であるとか言われると、今の世界の全体の流れからいうと、まずいんじゃないかと思っております。

(久留委員)

分かりました。それについては、こういうキャッチーな言葉というのは、そういうふうなことで使われるのでしょうか、しっかりとした説明は必要だなという気がします。深みが私は感じられないので、あまり。

(環境政策課 吉留課長)

中身の方で詳しくカタカナではなくて、しっかりと書かせていただきたいと思っております。

(浅野会長)

他にございますか。はい、山崎委員。

(山崎委員)

山崎です。こういうことは当然考えられていると思うんですが、例えば1ページの縦の枠組みと横の矢印があるんですけども、これをパッと見た時に、今、福岡県が抱えている解決すべき問題とかいうのがちょっと分かりにくいかなと思ったんですね。

今、例えば、福岡県ではこういう問題に直面していて、そこが絶対外せないとなれば、そういったあたりを少し強調していただくとか、今の問題点で話しましたけども、今の福岡県

の現状において、次の4年間にここを解決なり、達成・推進なりすると大きな成果が得られるというのが、分かりやすくなればいいかなと、当然考えてらっしゃると思うんですけども、その辺も是非あれば、質問に答えていただきたいと思います。

(浅野会長)

問題というものの中には、長期的な見通しの中で、これから20年、30年、50年かけて考えていかなければならない問題と、当面解決しなければならない問題とがあります。この計画、4年間の計画をとりあえず作りましょうといているので、その辺のところは、ちょっとハンドリングを間違えるととんでもないことになってしまうと思っております。

ですから、この柱立てはこれは国の計画なんかでも使われている柱立てですけども、こういう柱立てが出てくる背景にはそれぞれの固有の問題があると思います。

ですから、決してこれは単に言葉が並んでいるということではないと思うんですけども、計画の中ではそれぞれの項目に引っ付けて考えなければならない問題になっているということをしっかりと整理をした上で、今言ったような長期的に解決しなければならない問題と当面の考えなければならない課題をしっかりと整理して体系化する。

そして、この4年の計画では、長期的に達成しなければいけないことの邪魔をしない。ということはとても重要なことだと思いますね。それが、この短期の計画の役割の一つと思っております。いついつまでに何をやると、例えば、企業の年次の計画だったら、次の株主総会までにいくらかの利潤をあげて、株の配当をいくらにするってやれば済んじゃうのかもしれないけれども、そんなものとは話が違うんですね。

ですから、例え4年の計画であったとしてもですね、見るべきところは2030年であり、2050年でありということになると思うし、パリ協定は今世紀の半ば過ぎには、CO₂の排出と吸収を均衡させると言っておりますので、そのことを今から意識しないとイケませんので、そういうことは十分考えることになると思います。

他にございませんか。はい、どうぞ。伊藤委員。

(伊藤委員)

特に意見というわけではないですが、SDGsが国連のベースでということなんですけれども、その後の施策のところでは、7ページとか「健康的な生活の確保、福祉の促進」とか廃棄物の「生産消費の形態」とか、いろいろあるんですけども、これはたぶん開発途上国とか中国だとかを対象にして、例えば、有害物質で死亡・病気の件数を大幅に減少するというような目標を立てて、日本では環境省の施策がありますよと、目的と施策がすごく乖離しているようなそんなイメージがあるんですね。廃棄物についても大幅に減少させると、今でも産廃は排出量に対して、最終処分量は3%ぐらいですから、日本では既に実現している。それを死亡とか病気を大幅にといいのと、施策はどうなんですよというのと乖離があるんですけども、日本ではとか、言い回しの調整がないと誤解を受ける気もするんですが、どう

でしょうか。

(浅野会長)

それはむしろ誤解だと思います。このSDGsはすべての国がこの目標を達成しなければならないというものなんです。だから、かつてのミレニアム目標のように途上国だけを考えているわけではない。日本では、既に政府がこのSDGsをどうやって国内で実施するかということを考えていますし、自治体の中でも先進的なところは取組を始めています。

それから、2月の中央環境審議会の総合政策部会で、次の第五次環境総合計画の策定について諮問が出されますけれども、次の第五次環境基本計画の柱になるのが、SDGsです。これを日本でどうやるのかということを考えなくてはならない。パリ協定とSDGsが今度の環境基本計画の柱となりますから、そういう意味では、書いてあることは世界すべての国に向けて発信されている言葉ですから、日本がどう使うか、福岡県がどう使うかということはもちろんある。これをそのまま持ってくるということはないと思いますが、考え方としてはこういう考え方を取り入れないといけないということになるわけですね。

例えば、目標に関していうと、分かりやすいものを一つだけ挙げますと、SDGsの資料ですが、資料の8ページの中に、12の3というのがありますね。「世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させる」とあります。世界で半減ですから、途上国のようなところで、ほとんど食品廃棄物が出てこないような国も含めて、平均すれば半減させるといっていますね。

そうするとこれは、日本に持ってきた時には、日本のようにものすごく食品廃棄物が多い国なんですね。そこで半減なんて意味がないですよ。80%削減くらいいかないといけないでしょうけど。だから、世界で半減させるんだから、日本ではどれくらいだろうということを考えないといけないでしょうね。というような使い方をやっていかないといけないですね、一つ一つ。私はこの部分は日本では、とても半減じゃだめだと思っていますから、もっと大幅に減らすということを計画の中に入れるということになるとと思いますし、福岡県もひょっとしたら、先ほど言いましたちゃんと入れるということになるとと思いますね。

食品廃棄物というのは、家庭から出てくる廃棄物だけではなくて、作る時の廃棄物、売る時の売れ残り部分。今、賞味期限が切れそうになると、売れ残りじゃなくて、意図的に廃棄していますよね。それは無駄なことですから、どうすればいいという議論があるはずでしょう。だから、色んなことが考えられる。例えば、一つこの項目を取っただけでもずいぶん色んなことがあります。

今、福岡県では、宴会で最初30分自分の席で食べて、終わり10分間自分の席に戻って、残ったものを食べると言っていますね。これは要するに消費段階での廃棄物の削減ということです。

丁寧に見ていけば、いろいろなことがあると思いますし、これは決して途上国向けの話ではありません。ただ、伊藤委員もおっしゃるように、この中に書いてあることを日本で、福岡県でどうするかということについては、もっと工夫をするということは当然あります。で

も、骨格にこれを据えていくということは、今は強く求められていることですから、それをやりましょうというのが事務局の考え方です。これは適切な考え方ではないでしょうか。私はそのように考えています。

(山崎委員)

ちょっと追加質問してもよろしいでしょうか。

(浅野会長)

はい、どうぞ。山崎委員。

(山崎委員)

これは個人的な見解にもなるんですけど、福岡県だけでなく、日本は全て同じだと思うんですけど、都市の電柱だけでなく、色々な線が空をまっけていて、蜘蛛の巣にひっかかったような印象があるんですけど。

例えばそういったのは、必ずしも世界的な取り決めのゴールとしては、なかなか成り立ちにくいという気はするんですけど、それは横だしみたいな形になるのか。

先ほど景観の話もありましたけど、やっぱり福岡県に取り組んでいただきたい施策というのは若干違うこともあるのかなと思って、先ほど福岡県のということを強調して発言させていただいたんですけど、その辺のことについては今後どのようにこの中に取り込んでいこうとされているか。

もしよろしければ聞かせていただきたいと思います。

(環境政策課 吉留課長)

今の電線の地中化の話も建築都市部の管轄になるわけですが、先ほどの自然共生社会の推進の中で読めるのか、そこはちょっと検討しないと、街づくりの一環ではあるんですけど、それが自然共生社会の中に入るかどうかはちょっと検討する必要があると思います。

基本的には環境行政の計画でありますので、今委員のおっしゃったどこまで射程に入るのかというのは検討したいと思います。

(浅野会長)

景観の問題は、どのように環境と結び付けるかというのは、なかなか難しい問題があって、今の景観法はまるっきり環境を意識していないですね。構造物についての景観だけしか頭にない。良くないと思ったんだけど、太宰府では、完全に環境計画と景観計画を一致させるとしたんですけど、これ、ほとんど例がないです。

それから、景観というのは、かなり主観的な要素を含んでくるので、そこの扱いが難しい要素です。例えば、路地裏で電線がいっぱい張り巡らされているようなそういうところの赤

ちょうちんに入る方が快適だという人もいるわけでしょう。

それからもう一つは、セキュリティの問題があってですね。天神で信号が半日くらい停まった時があるらしい、つい最近。それで一生懸命調べたんだけど、地下埋設物があまりにも複雑していて、どこの信号機の供給する電線が壊れたか分からなかったみたいですね。さんざん努力したあげく、しょうがないので、仮設で、空中戦で信号を復旧させて、まだそのままだと聞いています。ですから、地中化というものも、よっぽど総合的に考えていかないと、そんな単純な話ではないとつくづく知らされたのです。やれるところでは一生懸命やっていますが、全部が地中化が良いかは今言ったこともあるし、コストとか実際に修繕をする時の費用とかあるでしょう。これはたぶん、ここにはあまりここには関係ない話も含まれますけれども、そうそう単純な話じゃないだろうということも、つくづく感じています。

もちろん景観の問題も全く無視するつもりはありませんから、先ほど事務局が言いましたように、結びつくところは結びつけて考えるということがあると思います。私は、景観というのは、最終的には価値判断とっておりますので。ちなみに太宰府で作っている景観の計画は、町のにぎわいというのは全部景観だと言う位置付けですし、川のせせらぎ、音、これも景観ですという言い方をしているんですね。あまり他所にはありませんけれども。そうすると環境も極めて重要な景観の中に入ってくることになると思います。

必ずしも事務局がいうように自然との折り合いだけが景観だとは思っておりませんから、色んなことは当然あるでしょう。

他にもございますか。よろしゅうございますか。

さて、先ほど事務局が今後の進め方ということで申しましたように、この案件については専門委員会を設けて、そこで議論をし、専門委員会の検討結果を審議会に報告するという方法で議論を進めることが効率的ではないかと思えます。

本審議会の運営規程の第6条に専門委員会を置くことができるという規定がありますから、これに基づいて専門委員会を設置するというをお諮りしたいのですが、よろしゅうございましょうか。

御異議ないものと認めて、専門委員会を設置いたします。

専門委員会の委員についても、この運営規程には会長が指名するというになっておりますので、委員の指名につきましては、後ほどお話がありますように委員の改選もございませうことから、この場での指名は見送らせていただいて、後日会長が指名するというところで進めたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

それでは御異議ないものと認めまして、指名についても私に御一任をいただきたいと思えます。

では、次に例年やっております「次年度の水質測定計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

(環境保全課 佐竹課長)

それでは、環境保全課の佐竹です。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、諮問事項のイ「平成29年度の水質測定計画の策定」についてであります。

資料の方は3をお願いいたします。2枚めくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

まずは、1の「水質測定計画策定の目的」であります。県をはじめ、国、北九州市、福岡市などの市町村では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川、海、湖等の公共用水域、それから地下水の水質汚濁の状況を常時監視しているというものであります。この常時監視を統一的な視点から総合的に実施するために、県の方で水質汚濁防止法に基づき、計画を策定しているものでございます。また、この計画につきましても、その年度におきまして、測定すべき項目、地点、方法等の重要な事柄であるということで、毎年、環境審議会でご審議いただきまして、専門的な見地からの答申をいただき、決定しているものでございます。

2の「本県の水質の現況」についてであります。公共用水域につきましては、「人の健康の保護に関する項目」について、毎年度、ほぼすべての地点で基準を達成しております。また、水質汚濁の代表的な指標でありますBODやCODにつきましても、グラフにありますとおり、平成の初めの頃と比較しますと徐々に改善しているという状況であります。また、27年度につきましても、88.9%の達成率というふうになっております。県としましては、引き続き、水質保全のための取組を継続していくこととしております。

次に、地下水につきましては、県内全域を対象に調査を行っております。ほぼ例年、環境基準を超過する井戸が見受けられるという状況であります。この基準超過の主な原因につきましては、自然由来によるものですが、県では市町村等と協力しまして原因究明や飲用の指導等の対応を行っているということでございます。

それから、2ページをお願いします。3の「平成29年度の計画の基本方針」についてであります。公共用水域の調査につきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のおり、原則としまして、前年度と同じ測定地点、項目、頻度で調査を実施いたします。

それから、地下水調査につきましては、引き続きローリング方式によりまして、地域全体の状況を把握するというところで「概況調査」を実施いたします。また、「概況調査」で汚染が判明しました井戸につきましては、「継続監視調査」ということで実施をいたします。

4の「平成29年度の水質測定計画(案)」の概要についてであります。実施期間につきましては、29年4月1日からの1年間です。公共用水域の調査につきましては、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計26機関で、合計435地点において測定を実施いたします。測定項目につきましては、基本的に環境基準が設定されております項目と

しまして、必要に応じて要監視項目やその他の項目について測定を行います。生活環境項目が12項目、健康項目が27項目、要監視項目が31項目、その他の項目として電気伝導度等の測定を実施いたします。

それから、3ページの③「平成28年度の計画との主な変更点」ということで、ここに記載しておりますのは、次の議題に出てきます「水生生物保全の環境基準の類型指定」に関係するものということで、平成29年に県の方が博多湾流入河川と大牟田市内河川、国の方が響灘と周防灘につきまして、水生生物保全の環境基準の類型指定を予定しております。この指定を受けまして、水生生物保全の環境基準点として、測定を開始するものであります。この測定地点につきましては、これまで水質測定を実施してきた同じ場所ということで、地点数に変更はございません。

それから、3ページの(3)地下水調査についてであります。地下水調査につきましては、国、県をはじめとしまして11機関で合計221の井戸について実施をいたします。測定項目につきましては、環境基準項目が28項目、要監視項目が5項目、その他の項目としまして、pH等の測定を実施するというものでございます。

それから、4ページの③の主な変更点ということで、これは久留米市の方が、継続監視調査におきまして、自然由来と判明した地点の調査を終了したということで、地点数が3地点減少しているという形になっております。

最後に、(4)の「測定結果の報告・公表」ということですが、これにつきましては例年同様、12月頃に県内の状況につきまして、環境白書で公表する予定としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それではこれは例年やっていることでございますので、前から委員を務められていらっしゃる委員には御理解いただけていることかと思いますが、県だけではなくて、政令市や、あるいは中核市、市町村、さらには隣におられますが、九州地方整備局も水質の測定をいろんな角度でやっておられますから、その調整をするために、水質汚濁防止法では、毎年、県が審議会に諮って計画を作るということを定めておりますから、それに基づいて今日の御提案があったということでございます。

何か御質問がございますでしょうか。

はい、どうぞ、栗原委員。

(栗原委員)

資料の3ページ目なんですが、直接福岡県には関係ないと思われるんですが、測定数ですね。その他の市町のところで、昨年度のデータと比べて井戸数の調査の数、そのあたりの数字がかなり減っている理由を教えていただけると助かります。

(浅野会長)

はい、事務局どうぞ。

(環境保全課 田口係長)

地下水の、中核市等でないその他の市、町において、数が減っているということについての御質問でございますが、いくつかの市、町におきまして、例えば、これまで基準超過が見られていない地区での調査を省略されるとか、複数年計画で地下水調査をされていた市町村の調査年度が終了したとか、そういう見直しが行われたということから、数が減っているというところでございます。

(栗原委員)

ありがとうございます。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。他には御質問はございますか。

特に御質問が他にはございませんか。よろしゅうございませぬ。

それでは、この件については、専門性が高いということがございますので、水質部会で細かく審議をしていただいた上で、これは審議会条例の6条5項に規定がございしますが、水質部会で決議をなさいましたその決議をもって、当審議会の決議とする、このような取扱いで毎年やっておりますが、このとおりでよろしゅうございましょうか。

それでは、御異議がございませんので、従前どおりこのような取扱い、水質部会にお諮りをし、その決議をもって当審議会の決議とさせていただきますと、このようにいたします。もちろん決議の結果については、後日御報告がございします。

それでは次に、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」、事務局から説明をいただきます。

(環境保全課 佐竹課長)

それでは、引き続きまして、「水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定」についてであります。

資料4の方をお願いいたします。3枚めくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。水生生物保全に係る水質環境基準についてということで、表1-1にありますとおり、水質汚濁に関します環境基準、これにつきましては、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準に分けて設定されております。今回、この生活環境の保全に関する環境基準に、新たに、水生生物保全に係る環境基準が設定されたというものでございます。

具体的な基準につきましては、2ページの表1-2のとおりとなります。水生生物の生息状況の適応性に応じまして、水域を類型化しまして、その類型ごとに基準値が定められております。現在の基準項目としましては、全亜鉛、ノニフェノール、LASの3項目で、河川・湖沼につきましては4つの類型、海域につきましては2つの類型が設定されているという状況であります。

次に、4ページをお願いいたします。水生生物保全の類型指定ということで、環境基準につきましては、類型指定が設定されることによりまして、環境基準が適用され、その達成状況の評価が行われるということとなります。類型指定は、複数の都道府県にまたがる主要な水域につきましては、国が行うこととされておりまして、河川につきましては、平成22年に表1-5にありますとおり、類型指定が行われております。また、海域につきましては、現在、指定の作業が行われているという状況であります。国が指定します水域以外につきましては、県が指定するという事で、本県では、5ページの表1-6にありますとおり、平成26年度から魚介類の生息状況の調査を開始するなど、今年度から5年間かけまして、河川、湖沼、海域の類型指定を行う予定としております。

次、6ページをお願いいたします。類型指定の方針についてであります。(1) 類型指定のための必要な情報ということではありますが、水生生物保全の類型指定につきましては、国の通知によりまして、6ページの①～⑤にありますとおり、水質、水温について情報を把握することとされておりまして、このうち、④魚介類の生息状況につきましては、原則としてイワナ、サケマス等の低温域を好む魚介類が生息します水域を生物A類型、コイ、フナ等の高温域を好む魚介類が生息する水域を生物B類型とすることとされておりまして、本県では、表2-1のとおり、国が示しました魚介類の分類、これを用いまして類型指定を行い、情報収集を行うこととしております。

それから、7ページをお願いいたします。(2) 対象河川ということではありますが、国の通知におきまして、BOD等の一般項目の類型指定につきましては、水質汚濁の防止を図る必要がある公共用水域全てを対象とされておりまして、現在、本県では、94の河川が指定されております。一方で、水生生物保全の類型指定、これにつきましては、水生生物の保全が必要な水域全てを対象とするとされておりまして、今後、海域を含めまして、5年間で作業を行うということで、効率的な作業が今後必要になってくるということです。また、指定後につきましては、水質の常時監視が必要になるということで、常時監視を効率的に継続していく必要があります。このため、既存の指定河川のうち、より水生生物の保全の必要性が高い河川につきましては、優先的に類型指定を行うこととしております。

具体的には、8ページをお願いいたします。河川の選定方針につきましては、①一定以上の魚種の生息が推測されます河川延長が10km以上の河川、それから②内水面漁業権が設定されまして、漁業が行われている河川、これを優先的に、指定を行う対象河川といたします。この場合、60河川が対象となりまして、既存の指定河川のうち、河川延長で86%、流域面積で89%と大部分がカバーされるというものでございます。

それから、9ページの図2-2に対象河川を示しております。色付きの河川が、類型指定の対象というものでございます。

それから、10ページをお願いいたします。(3) 類型指定の考え方についてであります。まず、ア 水域の区分についてですが、枠で囲っておりますとおり、①冷水性の魚介類が生息していない河川につきましては、全域を生物B類型に指定いたします。②冷水性の魚介類が生息している河川につきましては、その生息状況の有無だけではなくて、生息範囲の広さ、水質、水温、それから人為的な汚濁負荷の流入状況等を踏まえまして、当てはめる類型を決定することとしております。

次に、ウ 環境基準点の設定についてであります。環境基準点につきましては、既存の基準点を最大限活用するというので、同一類型の水域内に複数の基準点がある場合は、最下流の基準点といたします。生物A類型を設定する場合で、既存の基準点等がない場合は、最も近い測定地点を活用しまして、その地点が適当でないという場合には、新たな基準点を設定することとしております。

12ページをお願いいたします。具体的な類型指定(案)についてであります。今年度につきましては、博多湾流入河川、それから大牟田市内河川につきまして、ただ今御説明しました方針に基づきまして、情報収集・検討を行った結果、表3-1、それから3-2のとおり、類型指定(案)とすることが適当であると考えております。なお、河川ごとの具体的な検討結果につきましては、13ページ以降、こちらの方を御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

(浅野会長)

それでは、只今水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定ということで、これはこの審議会には初めてかかる案件ではないかとは思いますが、御質問がございませうでしょうか。

これはずいぶん歴史の古い話ではあるわけですが、水の環境基準というのは、水をどう使うかということを考えて、環境基準を決めるということが基本でありまして、健康項目は、これは人の健康に有害であれば、問題になるということですから、これはあまり議論の余地がないですが、生活環境についての環境基準というのは、水の使い方はいろいろありますし、生活環境に悪い影響を生じるかどうかというのは、いろんな要素を考慮して考えざるをえないということがありますから、ずいぶん複雑な構造になっているわけです。

ところが、奇妙なことに環境保全のために必要な水質の環境基準というのが、環境基準の中に項目としてあるのですけれども、これがもっとも数字が緩やかなのです。見た目には悪くなければそれで環境保全ができていくというわけです。一体、そこに棲んでいる生き物のことを考えているのかという議論になったのですが、実は全く考えられていなかった。それで、そこに棲んでいる生き物にとって、良い水かどうかということを何か決めなくてはいけないのではないかという議論がずいぶん前からあったわけで、ようやくそれが入ってきたわけです。

実は、人の生活環境と言う時には、人の生活環境に関係があるなら、動植物の生育環境もその中に入れて良いというのが、環境基本法の考え方です。それで人の健康ではなくて、そこに棲んでいる生き物のための環境を守るための基準というのは、今の法律の妙な理屈からいうと、人の生活に密接な関係がある動植物なら、人の生活に関する環境基準ということで良いだろうという結論になった。それで、ようやくこれを入れるとなったのが、平成15年です。

元々この話の発端は、合成洗剤騒ぎでした。それを流すことによって、結構河川なんかの生物がやられていますから、それをやらなきゃいけないんで、最初に合成洗剤類をターゲットにして、基準を決めるのだらうと思っていたら、科学的な知見がないらしい。基準の根拠にできる科学的知見を探すけど、それがなかなかうまくはいかず、最初に見つかったのが、亜鉛だったんですね。それで、真っ先に生物のための環境基準を設定する物質として亜鉛から話が始まりました。それで、特に産業界の方々から、生き物ごときのためになんで排水規制をやるんだと言われて、なかなか環境基準を設定する話がまとまらなかった。最初から洗剤系のものを出せば、誰も文句を言わないで、すぐに納得できるのに、亜鉛を出したものだから、それでもめまして、非常に困ったのですけれども、なんとか説得に説得を重ねてやっと環境基準に入れたというのが始まりです。

ようやく2年くらい前に合成洗剤が顔を出しました。ですから、本来やりたかったことがやっとできるようになったということです。

福岡県内でも主要な、県をまたがる河川については、既に国が指定しておりますので、県でやらなければならないことを、これからやりましょうというお話です。

一番大事なことはその川がどういう状況で、どういう生き物がいてという情報ですから、ずっと準備をしてこられて、ようやく準備が整ったので、審議会で審議をしてくださいということになっている次第でございます。

お分かりいただけますでしょうか。

この後は専門的な話になりますので、もしお許しをいただければ、先ほどと同じように、水質部会にお諮りをして、そこで検討をしていただいて、水質部会で決定されたことを当審議会で決定するということにしたい。

今後さらに、今回、博多湾流入河川と大牟田市内河川なんですけれども、どんどん増えていきますけれども、当分水質部会でこの仕事をやっていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

御理解いただいたと思っておりますので、この件については、水質部会に審議をいただいて、水質部会の決議をもって、当審議会の決議とすることにさせていただきます。

それでは、次は「瀬戸内海に係る総量削減計画について」、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

(環境保全課 佐竹課長)

それでは、またよろしく願いいたします。

資料5をお願いいたします。2枚をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、第1の水質総量削減の制度についてであります。この制度につきましては、人口や産業が集中しまして、生活、それから事業活動に伴う排水が大量に流入することによりまして、汚濁が著しかった広域的な閉鎖性水域、こちらにつきまして、従来の排水対策だけでは水質改善が図れないということで、全ての発生源から負荷量を計画的に削減するというを目的とした制度でございます。

これは、昭和53年の水質汚濁防止法、それから瀬戸内海環境保全特別措置法の改正によりまして、導入された制度で、昭和54年を第1次としまして、5年ごとに見直しを行いながら、これまで7次、35年間にわたり実施されまして、今回、第8次という形になっております。

図1にありますとおり、総量削減の対象となります規制水域としまして、東京湾、伊勢湾、それから瀬戸内海の3海域が指定されております。この3海域に排水が流入します指定地域としまして、20の都府県が指定されているというものであります。また、本県につきましては、対象地域としまして、図2にあります10の市町村となっております。

2ページをお願いいたします。総量削減の仕組み、それから国が策定します基本方針、それと県が策定します計画の位置付けについてであります。図3にありますとおり、まず、国の方で水域ごとに基本方針を策定しまして、都府県ごとに削減目標量等を提示いたします。

次に、関係都府県の方が、この基本方針に基づきまして、削減目標量の達成のための施策を示しました総量削減計画を策定するというものでございます。施策の内容につきましては、下水道、それから浄化槽等の整備によりまして生活排水対策、それから大規模な工場等の排水に対しまして総量規制基準の適用、小規模事業場等に対する指導等がございます。

今回、諮問いたしますのは、この総量削減計画についてであります。

それから、2これまでの経緯ですが、瀬戸内海の水質につきましては、7次にわたります総量削減の実施によりまして、汚濁負荷量が大幅に削減され、他の指定水域と比較しまして、良好な状態になっていると。このような状況を踏まえまして、中央環境審議会の第8次の答申におきまして、大阪湾を除きます瀬戸内海につきましては、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当であるという考え方が示されておりまして、国におきまして、この答申を受け、昨年9月に基本方針が策定されたところであります。

3ページをお願いします。3基本方針の概要ということでありまして。基本方針の中で、目標年度を平成31年度とします関係都府県ごとの削減目標量が示されております。ここでは、瀬戸内海全体の目標量を左に、それから本県の目標量を右側の方に示しております。削減目標量、これにつきましては、平成26年度の実際の負荷量を概ね維持するレベルとして設定されております。

19ページ以降に、総量削減の基本方針を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それから、4ページをお願いいたします。総量削減計画(案)の概要ということで、国の基本方針に基づきまして、県計画の目標年度、それから削減目標量を定めております。計画の内容につきましては、4の策定方針にありますとおり、中央環境審議会の答申におきまして、現在の水質が悪化しないよう各種施策を継続して実施することとされております。また、本県の削減目標量につきましては、26年度の負荷量の実績を概ね維持することとされていることから、7次計画の施策を継続して行うこととしております。

次に、5の削減目標量の達成のための方途につきましては、汚濁負荷量の発生源別の施策を記載しております。大きく別けて、生活排水対策、産業系排水対策、その他の発生源対策の3つから構成しております。

次に、5ページの6その他削減目標量の達成と水環境改善に必要な事項ということで、ここで記載しておりますとおり、人工海浜などの保全、水質改善に資する取組の推進、河川・海域の環境整備などの9項目について整理を行っております。

また、6ページから計画(案)の本文を付けております。それから、11ページからは計画の新旧対照表を添付しております。

以上、御説明しましたとおり、基本的にはこれまでの施策を継続して行うこととしておりまして、数値の時点修正、国の8次の基本方針との整合を図るための文言の修正・整理などを行っているというものでございます。

説明は以上でございます。

(浅野会長)

それでは、これも法律に基づいて、本県に策定を求められているものでありまして、既に第7次の計画まで進めてきたわけですが、今回、第8次の計画を作るということで、ただ今、諮問をいただきました。

何か御質問はございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

特に、瀬戸内海については、あまり悪化ではないので、従来どおりの削減の計画を粛々と進めていくというのが、国の方針でありまして、それに沿っての計画案が出されております。

よろしければ、これについても先ほど同様、水質部会で細かく審議をいただき、水質部会の決議をもって、当審議会の決議とする。このようにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは次は自然関係のものが3件ございますが、若干性格が違いますので、1件1件御説明をいただくことにいたします。

それではまず、「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」、事務局からお願いいたします。

(自然環境課 高田課長)

自然環境課の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料6により、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、御説明いたします。

諮問文でございますとおり、鳥獣保護管理法に基づき、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、お諮りいたします。

鳥獣保護管理事業計画は、今後、県が実施する鳥獣保護管理に関する事業を明らかにする法定計画でございます。環境大臣が定める基本的な指針に即して、知事が定めることとされております。

現在の第11次計画の計画期間が本年3月末に終了いたしますことから、新たに第12次計画の策定を進めるものであります。なお、資料には記載しておりませんが、国の基本指針につきましては、昨年10月に見直しをされております。この中では、近年の状況を踏まえ、年々拡大する有害鳥獣被害に対応することが必要である一方で、この管理強化をする中で、他の野生鳥獣への影響が懸念されないか。そういったことがあれば、対応が必要であること、あるいは、今後は行政においても科学的・計画的な事業推進が必要であること、あるいは、専門的な知見を有する人材の育成が必要であるといったような基本的な考え方が示されております。本計画案につきましては、この改正基本指針の内容や、本県の鳥獣保護管理を取り巻く状況を踏まえ、作成しております。

では、1ページ計画案の概要により主な内容を説明しますとともに、併せて、説明の途中では3ページの11次計画からの変更点もあわせて御説明いたします。

まず、第一の計画の期間ですが、平成29年度からの5年間としております。

第二の鳥獣保護区等に関する事項につきましては、本計画期間中に指定期間が満了となる区域においては、原則として、引き続き期間の更新あるいは再指定を行うこととしております。

第三の鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項でございますが、狩猟鳥獣であるニホンキジの保護繁殖を図るため、本県では放鳥事業を行っておりますが、これを継続して実施するとともに、放鳥に用いるキジの養殖業者に対し、近親交配による遺伝子劣化の防止の措置などについて、確認・指導を行うこととしております。

第四の鳥獣の捕獲等の許可に関する事項ですが、従来から捕獲等の許可にあたりましては、捕獲目的に応じた許可基準の設定をしております。今回、改正基本指針に沿いまして、鳥獣の管理の強化を図る観点から、3ページをお願いいたします。3ページの主な変更点の中に記載しておりますが、4の黒点の2番目でございますように、狩猟免許がなくても農林業者が自ら事業地内で行う小型箱わな等に関する捕獲が可能とするなど、これは規制緩和になりますけれども、こういった緩和を図っております。

では、資料を戻っていただきまして、第五の特定猟具使用禁止区域について御説明いたします。特定猟具使用禁止区域と申しますのは、銃猟による危険を防止するために定めているものでございまして、本計画の期間中に指定期間が満了となる48区域については、再指定を行うこととしております。それから、3の指定猟法禁止区域について御説明いたしますが、本県では水鳥の鉛中毒事故を防止するため、その飛来数、狩猟者の入り込み数等を勘案して、2か所の鉛散弾使用禁止区域を指定しております。鳥獣の管理強化について、これらの懸念が継続しておりますので、これらの指定区域についても継続することとしております。

第六の特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項につきましては、別途、諮問事項としておりますので、この後、具体的に畜産課から説明を申し上げます。

第七の鳥獣の生息の状況等に関する事項につきましては、基本指針で述べられましたように、より科学的・計画的な鳥獣の保護、適切な管理を進めるため、従来から本県が実施しております、この1の調査に加え、法に基づいて行われる狩猟や許可による捕獲を行ったものから、より具体的な情報を収集し、これを行政に活用していく予定でございまして。

第八の鳥獣保護管理事業の実施体制につきましては、2のとおり従来から職員及び鳥獣保護管理員等への研修を行っておりますが、これに加えまして、基本指針の見直しに伴いまして、3ページの7に記載しておりますとおり、鳥獣保護管理担当職員として、専門的知見を有する人材をさらに配置していくよう努めることを追記いたしました。

また、2ページの第八にお戻りいただきまして、鳥獣保護管理事業の実施体制の中で3に書いておりますのが、これは県の事情によって今回さらに書き込んだものでございまして、昨年本県において、過去に飼養登録を行ったメジロの個体をすり替え、長期間違法に登録の更新を行っていた事例が確認されており、これが報道されたところでございまして。これを受けまして、愛玩飼養を目的とした違法な捕獲や、飼養の取締りについて、さらに警察当局と連携しながら、重点的に取り締まりを行ってまいりたいと思っております。

第九のその他の事項の1 傷病鳥獣救護についてでございます。ケガをした野生鳥獣は、県内の8か所の動物園や動物病院などに委託して治療を行っているところでございます。今後とも生物多様性の保全に貢献する観点から、特に野生復帰させることが適当と思うものにつきましては、救護を進めてまいります。2 油等による汚染に伴う水鳥の救護でございます。タンカーの座礁等大規模な油流出事故につきましては、野生の水鳥に多大な影響を与えることがございます。このリスクに対応するため、市町村や保護団体等に協力を求める体制を整備するとともに、関係地方公共団体や、隣接する都道府県等と連絡体制を整備してまいります。3の感染症への対応についてですが、野鳥における高病原性鳥インフルエンザにつきましては、環境省の方針に基づき、本県の対応技術マニュアルを備えまして、関係機関と連携して対応しており、これを継続してまいります。4の鳥獣保護思想の普及についてでございますが、愛鳥週間における探鳥会や野生動物保護モデル校の指定を11次から継続して続けてまいります。また、県民に対しては、ホームページや広報誌等を通じまして、狩猟制度の適正な運用、或いは鳥獣保護管理法に則った捕獲や飼養について啓発を呼びかけてまいりま

す。また、違法な捕獲や飼養を発見した際の情報の提供を広く呼び掛けてまいります。

計画案の御説明は以上でございますが、今後は本会で御審議いただいた上で、パブリックコメントを実施し、年度内の策定を目指しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、時間がなくなりましたので、予定を変更して次の「特定鳥獣管理計画について」も続けて御説明をお願いします。

(畜産課 山下課長)

畜産課長の山下でございます。それでは、座って説明させていただきます。

資料7でございます。第二種の特定鳥獣管理計画、イノシシとシカについてでございます。資料表紙をめくっていただきますと、諮問文でございます。諮問の理由にありますように、法に基づきまして策定するものでございます。

次に概要がございますので、そちらのページを御覧ください。

まず、イノシシについてでございます。イノシシにつきましても、28年度のイノシシ被害額を3億円にまで低減させることを目標といたしまして、被害防除、捕獲の推進、生息環境管理、これらを総合的に実施してまいりました。おかげさまで、平成27年度の実績値3億8千9百万円の被害額でございまして、目的達成までは至っておりませんけれども、22年度、ピーク時の5億8千2百万円と比較して、大きく減少しているところでございます。今後もこれまでと同様に総合的な取組を継続して行うことが重要だと考えておりますので、基本的に第5期の計画を継承してまいります。それから、目標のところですが、2の計画項目の(3)第5期までの総合的な対策を継続いたしますけれども、県農林産物の被害額、毎年4.2%低減させまして、33年度までに3億円未満までに抑えることといたします。

次に、シカでございます。13ページの次に、ページは打っておりませんが、シカの概要をつけております。こちらは26年度にシカ生息数調査を行った結果、生息数につきましても、依然として多いということが明らかになりましたので、28年3月、昨年3月にですね、第4期の変更計画を策定いたしまして、捕獲を強化いたしました。今後も捕獲の強化あるいは被害防除対策を、こちらを総合的に講じるということが重要ということで、第4期計画を継承してまいります。計画項目の(3)管理の目標のところでございます。個体数管理、目標個体生息数3,000頭水準。この目標につきましても、年間9,000頭の捕獲を継続いたしまして、個体数が減少いたしました段階では、捕獲率50%を維持して、平成33年度の達成を目指すものでございます。

説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、10分ほどの時間の延長をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

では、今、2つの案件でございますが、何か質問ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、この2件につきましては、公園鳥獣部会に付託をし、そこで詳細な審議をいただいて、その上で先ほどと全く同じになりますが、審議会条例第6条第5項の規定によって、公園鳥獣部会の決議をもって、当審議会の決議にするという、このような扱いにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

御異議ないものと認めて、そのように取り諮らさせていただきます。

では、その他の報告として、「耶馬日田英彦山国定公園における公園計画変更の申出について」、説明いただきます。

(自然環境課 高田課長)

資料8 耶馬日田英彦山国定公園における公園計画の変更の申出について、環境省への申出を行う事前に、皆様に御説明するものでございます。

国定公園の公園計画と申しますのは、県からの申出に基づき、環境大臣が決定するという手続になっております。変更案の概要について御覧ください。

経緯でございますが、福岡県の英彦山及び犬ヶ岳地区は、絶滅危惧植物や希少なブナ林が点在しておりますが、自然災害やニホンジカの食害により、大変影響が深刻化しております。これに対応するため、公園計画の変更を行いまして、2の変更案のポイントにございますように、県が実施する事業を設計するため、生態系維持回復計画を追加いたします。この計画により新たにできる事業といたしましては、3に書いておりますとおり、植生の実態調査や、シカの防護柵の設置等が可能となります。申出の後には、環境省において調整がなされ、パブリックコメント、中央環境審議会の諮問を経て、夏以降に変更が決定されることとなっております。

以上でございます。

(浅野会長)

それでは、これは国に対してこのように変更したいということを出るということについて、報告をいただいたわけでございますが、何か御質問ございますか。

これは、趣旨はお分かりでしょうか。今は、逆囲い込みというのがあるんですね。要するにシカが植物を食べちゃうと困るものですから。植物の方に檻を作って、シカが入れないようにする。こういうことができるようになったんですね。それをやりましょうと、こういう話です。なかなか見事なものでありまして、結構効果はあるようですね。さすがのシカもそ

こまでは入り込めないということになるようです。

よろしいですか。

それでは、この報告についても、御了承いただいたということにさせていただきます。

それでは、以上で、本日の審議は終わりますが、皆様方の任期は本年の1月23日ということになっております。この審議会が委員の皆様にお集まりいただける今期最後の審議会でございますが、新たな任期開始後、最初の審議会が開かれるまでに、少し時間が空いてしまいますから、その間、会長不在ということが起こってしまいます。

そこで、先般、以前の審議会でございますけれども、会長が不在の場合にどうするかということについての取扱いを話し合っ、既にそのようなことで進めておりますが、今回もそれと同じような扱いでよろしいかどうかということをお諮りしたいと思います。

すなわち、27年の1月21日の審議会で決定いたしました、会長が不在の場合には、前会長が会長の職務を行う。もし、前会長が審議会委員を退任する場合には、その会長が指名する委員がその会長の職務を行う。こういうことにしております。それから、会長代理、部会長及び部会委員についても、前任者が引き続きその任にあたり、前任者がもし審議会委員を退任するという場合には、今の現会長、任期終了後は前会長になりますが、代替りの委員を指名して、部会の委員を務めていただく。こういうことにしております。これと同様の取扱いにしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それから、後ほど事務局から御紹介がございますが、公園鳥獣部会に所属しておられます松富士委員が今回退任されるということでございますので、その後任の委員につきましては、松富士委員の選出母体の後任の方にお勤めをいただくことになろうかと思っておりますので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは、大変2年間でございますが、審議会の運営等に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

では、司会者で、この後をよろしく願いいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、熱心に御審議いただきありがとうございました。県といたしましては、当審議会の御意見を十分に踏まえまして、今後の施策を進めてまいりたいと考えております。

また、今後とも、県の環境行政に対し、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、今回をもちまして本審議会を退任される委員の御紹介をさせていただきます。福岡工業大学准教授の栗原委員、日本野鳥の会筑後支部長の松富士委員。それでは、退任される委員に一言、御挨拶を頂戴したいと思います。

栞原委員、お願いいたします。

(栞原委員)

福岡工業大学の栞原と申します。長い間でしたけれども、大変お世話になりました。そして、いろいろと勉強させていただきました。これからも福岡県がますます良くなりますように祈っております。ありがとうございました。

(環境政策課：迎田企画広報監)

松富士委員、お願いいたします。

(松富士委員) 日本野鳥の会筑後支部の支部長を務めております松富士でございます。3期6年間、環境審議会委員を務めさせていただきました。少しでもお役に立てたかなと反省をするところもありますが、これから福岡県の自然環境がますます良くなることを祈っております。どうも、ありがとうございました。

(環境政策課：迎田企画広報監)

ありがとうございました。

退任される委員の皆様、長きにわたり、本県の環境審議会ひいては環境行政のために御尽力いただきましたことを、心から御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

今後とも本県の環境行政の推進に御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、これもちまして、平成28年度第3回環境審議会を終了いたします。

なお、公園鳥獣部会の委員の皆様につきましては、このあと公園鳥獣部会を開催いたしますので、このまま7階特1会議室へお集まりください。